ひらばり中野法律事務所報酬基準

第 32 版

令和 8 年 10 月 7 日改定

ひらばり中野法律事務所報酬基準第 32 版　目次

本　文

目的 1
個別契約による定め 1
弁護士報酬の種類 1
実費等の負担 3
交通機関の利用 3
消費税に相当する額 3
弁護士報酬の計算方法 3
弁護士報酬のお支払時期およびお支払い方法 9
複数の弁護士が関与する場合 10
中途終了による清算 10
事件処理の中止等 10
弁護士報酬の相殺 10
通知 11
ご依頼者様との協議 11

【別紙 1】

タイムチャージとは 12
費用が発生する業務内容と上限額の変更 12
当事務所における上限額の考え方 13
報酬金が発生する場合 13
メリット 13
上限設定はタイムチャージのみ 14
上限額の計算方法 14
お支払い方法 16
着手金・報酬金の計算方法 17

【別紙 2】

刑事事件時系列表 20

ひらばり中野法律事務所報酬基準
改訂令和8年10月7日（第32版）

（目的）
第1条　この弁護士報酬基準（以下「本基準」といいます。）は、ひらばり中野法律事務所（以下「当事務所」といいます。）の弁護士中野俊彦（以下「弁護士」といいます。）が事件や業務（以下「事件等」といいます。）を受任するに当たり、受任の範囲とその費用を明確にすることによって、ご依頼者様（弁護士と委任契約を結ばれた方や、これから依頼をしようと考えている方を、以下「ご依頼者様」といいます。）と弁護士との間で認識を共有し、信頼関係を築くことを目的としています。

（個別契約による定め）
第2条　弁護士報酬は、ご依頼者様と弁護士との協議により事件等の受任の際に作成する委任契約書により、金額を明示するものとします。
　なお、本基準による弁護士報酬についての定めは、特に複雑または簡易等、特殊な事情がある場合には、個別の委任契約により変更、修正することができるものとします。変更、修正をする場合には、その旨を契約書に明示するものとします。
2　委任契約書記載の委任内容に含まれる内容で、契約後に発生したものについての対応は、契約日より一定期間内に生じたものに限ります。
　上記期間は事件の内容により妥当な範囲を協議し、契約書に明示しますが、原則1か月とします。

（弁護士報酬の種類）
第3条　弁護士がご依頼者様に提供するサービスに対して発生する報酬（費用）には、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、時間制による報酬（以下「タイムチャージ」といいます。）、手数料、顧問料及び日当があります。
(1)法律相談料
　ご依頼者様から法律相談をお受けした場合にお支払いいただく費用です。
　電話等によるご相談を含みます。
(2)書面による鑑定料
　ご依頼者様に対して書面による法律上の判断や意見の表明を行った場合にお支払いいただく費用です。

「意見書」などの書面を作成してお渡しします。

(3)着手金

結果に成功、不成功がある事件等（交渉、調停、訴訟など）の処理のご依頼を弁護士が受ける場合に、契約時にお支払いいただく費用です。

結果の成功、不成功に関わらず、返金いたしません。

(4)報酬金

ご依頼を受けた事件等（以下「受任事件」といいます。）について成功の結果が得られた場合に、成功の程度に応じてお支払いいただく費用です。

全く成功の結果が得られなかった場合には発生しません。

請求をされる側として受任した事件等の場合、当方から相手方への最終のご連絡から6か月返答がなければ成功と見なします。

報酬金は、着手金とは別に発生するもので、差引計算は行いません。

(5)タイムチャージ

受任事件を処理するために弁護士が実際に業務を行った時間に対してお支払いいただく費用です。

移動に要した時間はこれに含まず、日当として計算します。

(6)手数料

書面の作成、評価、提出等を行うことに対してお支払いいただく費用です。

作成または評価等を行った書面を使用した結果（成功、不成功等）に対する追加の報酬の発生や、お支払いいただいた手数料の返金はありません。

対象となる事件等は第7条(6)に記載しております。

(7)顧問料

契約によって定める内容の法律事務を継続的に行う場合にお支払いいただく費用です。

(8)日当

弁護士が、受任事件の処理のために事務所を離れる場合の、移動時間に対してお支払いいただく費用です。

裁判所その他事務所外における委任事務処理自体にかかる時間を含みません。

名古屋市内の裁判所への移動時間は除きます。

(9)時間外加算・休日加算

ご依頼者様のご希望により当事務所の営業時間外での作業や打合せ、移動等が発生した場合、法律相談料・タイムチャージ・日当に加算する費用です。

着手金・報酬金方式および手数料方式でご契約いただいた場合、時間外のお打合せ1回ごとに所定の費用をいただきます。

当事務所の営業時間は以下のとおりです。

平日 9:30～18:00（土日祝日、当事務所が事前に HP 等で告知する休日を除きます。）

なお、当事務所の都合により時間外の業務が必要になる場合にはこの費用は発生いたしません。

（実費等の負担）

第 4 条　法律相談や受任事件の処理に必要な通訳人等への報酬、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他実費は、ご依頼者様の負担とします。

これは弁護士報酬とは別のものです。

2　ご依頼者様と協議のうえ、あらかじめ実費等をお預かりすることがあります。

（交通機関の利用）

第 5 条　弁護士が受任事件の処理のために事務所を離れる場合に利用する交通機関の等級については、ご依頼者様と協議のうえ、所要時間にかかる日当と運賃を勘案して決めます。

ただし、これは必ず最も低い金額の手段を選ぶという意味ではありません。

（消費税に相当する額）

第 6 条　本報酬基準に定める弁護士報酬は、消費税 10％を含む金額です。

消費税率は請求日の税率を適用します。

（弁護士報酬の計算方法）

第 7 条　弁護士報酬の計算方法は、以下のとおりです。

経済的利益については【別紙 1】をご参照ください。

(1)法律相談料等（注 1）

（①および③の時間外、休業日のご相談には下記（9）記載の加算が生じます）

①交通事故（平日営業時間内）

15 分ごとに 2750 円（注 2）

②刑事事件（注 3）

10 分ごとに 3300 円

③その他の事件（平日営業時間内）

10 分ごとに 2200 円

（注 1）相談時間外に書類の検討等が必要な場合は、事前に見込み時間をお伝えしてご承諾を得た上で、必要とした時間に応じた法律相談料相当額をご請求いたします。

（注 2）10 分当たりの費用は約 1833 円に相当します。

弁護士費用特約をお使いの方も多いため、法律相談料については LAC 基準の範囲かつ保険会社へ請求しやすい形として 15 分単位の料金を採用しています。

（注 3）警察、検察等が既に関与している事件のことを言います。

被害届が出されいるか否かは問いません。

被害者側のご相談は③の料金とします。

特例：筆談や通訳が必要となるなど、一定の配慮が必要となる場合

10 分ごとに 1430 円

とする場合があります。

(2)書面による鑑定料

11 万円（定型的なもので枚数が 5 枚程度までのもの）～33 万円（複雑で枚数が 5 枚を超える程度のもの）の範囲内で定めます。

(3)着手金

【別紙 1】をご参照ください。

(4)報酬金

【別紙 1】をご参照ください。

(5)タイムチャージ

1 時間あたりの金額（単価）は以下のとおりです。

①一般民事事件、家事事件（離婚、夫婦関係円満調整以外）

経済的利益が 300 万円以下の場合は 2 万 3100 円

経済的利益が 300 万円を超え 3000 万円以下の場合は 2 万 6400 円

経済的利益が 3000 万円を超え 3 億円以下の場合は 2 万 9700 円

経済的利益が 3 億円を超える場合は 3 万 3000 円

②離婚、夫婦関係円満調整

2 万 6400 円

③交通事故

2 万 2000 円

④刑事事件（少年事件を含む）

被疑者弁護、少年の付添人活動 3 万 3000 円

その他の刑事事件 2 万 9700 円

上限額等については【別紙 1】をご参照ください。

原則としてご依頼者様1名との契約とさせていただきますが、①の事件のみ2名以上からのご依頼をお受けできる場合があります。
この場合、タイムチャージの単価を以下のとおりとします。

2名の場合は、2名分で3万3000円

3名の場合は、3名分で3万6300円

また、①～③の事件で相手方が3名以上の場合、3人目の方以降1名につき上記単価にその20%を加算します。

(6)手数料

1裁判上の手数料

①法定成年後見、保佐、補助開始の審判申立事件

以下のａ．からｅ．の合計額としますが、ｂ．からｅ．の部分に関してはご自身で作成していただくことも可能です。

ａ．基本構成費用：22万円

ｂ．事情説明書作成2通：11万円

ｃ．親族の意見書作成及び個別対応：人数×1.1万円

ｄ．財産目録作成：

財産の額が1000万円までの部分は1.1%

財産の額が1000万円を超える部分は0.33%

ｅ．収支予定表作成：5.5万円

②簡易な家事審判

（家事事件手続法第39条別表第1に属する家事審判事件で事案簡明なもの）

11万円以上22万円以下

③倒産整理事件の債権届出

5万5000円以上22万円以下

2裁判外の手数料

①相続関係調査（相続関係図作成、法定相続情報一覧図の交付等申請を含む）

以下のａ．に、戸籍等の資料が既にお手元にあるものに関してはｂ．の金額掛ける通数、資料の取り寄せを行うものに関しては（ｂ．＋ｃ.）の金額掛ける通数を加算します。

ａ．基本構成費用：7万1500円

ｂ．戸籍等資料調査1通：1100円

ｃ．戸籍等資料取り寄せ1通：2200円

※相続関係調査において戸籍や住民票等身分関係に関する資料を取り寄せる場合、後記⑧資料取り寄せ手数料ではなく、1通につき2200円の手数料

（実費除く）をご請求いたします。

②財産調査

以下のａ．に、ｂ．～g. の金額掛ける機関の数を加算します。

ａ．基本構成費用：11 万円

ｂ．金融機関調査 1 行：1 万 1000 円

ｃ．信用情報調査（3 機関）：3 万 3000 円

ｄ．不動産調査（所在不明）1 役場：1 万 1000 円

ｅ．証券保管振替機構：1 万 1000 円

ｆ．生命保険協会：1 万 1000 円

ｇ．公正証書遺言の検索：2 万 2 千円（日当相当分含む）

※財産調査終了後 6 か月以内に相続関係調査または遺産分割その他の事件をご依頼いただいた場合は、次の事件の弁護士費用から 7 万 7 千円を減額いたします。

③法律関係調査（①を除く）

5 万 5000 円以上 22 万円以下

④書類の作成、評価

定型

経済的利益の額が 1000 万円未満のものは 11 万円

経済的利益の額が 1000 万円以上 1 億円未満のものは 22 万円

経済的利益の額が 1 億円以上のものは 33 万円以上

非定型

経済的利益の額が 300 万円以下の部分は 11 万円

300 万円を超え 3000 万円以下の部分は 1.1％

3000 万円を超え 3 億円以下の部分は 0.33％

3 億円を超える部分は 0.11％

※公正証書にする場合は、定型、非定型を問わず上記手数料に 3 万 3000 円を加算します。

※定型かつ簡易なものに限り、作成または評価に要した時間に相当する法律相談料でお請けする場合があります。

⑤遺言書作成

原則公正証書遺言の作成とします。

以下は公証人、司法書士、税理士等と連携を取りながら業務を行うことを想定した料金としております。

ただし、公証人へ支払う手数料や日当、司法書士、税理士に委任する場合

の費用等は、ご依頼者様の負担とします。

基本構成費用と遺言書に記載する人物の数（遺言者を除く)、不動産と預貯金の本支店の数により算出します。

ａ．基本構成費用

遺言者の積極財産（注 4）の額が 1000 万円までは 11 万円とし、1000 万円を超えて 5000 万円以下の部分は 1000 万円ごとに 11 万円、5000 万円を超える部分は 2000 万円ごとに 11 万円ずつ加算します。

ｂ．人物の数

遺言書に記載する財産を取得する人物が 2 名以上の場合、2 人目の方以降の人物 1 名につき 2 万 2000 円をａ．の費用に加算します。

ｃ．不動産・預貯金の本支店の数

遺言書に記載する不動産の数、預貯金の口座のある金融機関の本店・支店の数 1 件につき 1 万 1000 円をａ．の費用に加算します。

（注 4）プラスの財産のこと。債務の額は差し引きません。

③～⑤について、ご依頼者様とのお打合せにより作成した案をご依頼者様のご要望により内容の変更を行う場合、金額や文章校正等の軽微な修正を除く修正案の作成は 2 回までとします。

3 回目以降の作成は、作成に要した時間とお打合せ時間につき、相談料相当額（10 分ごとに 2200 円等）をご請求いたします。

⑥遺言執行

ａ．相続人及び受遺者の人数が 2 名以下の場合

遺言者の積極財産の額が 300 万円以下の部分は 33 万円

300 万円を超え 3000 万円以下の部分は 2.2％

3000 万円を超え 3 億円以下の部分は 1.1％

3 億円を超える部分は 0.55％

ｂ．相続人及び受遺者の人数が 3 名以上の場合

3 人目の方以降、１名につき上記手数料に 5 万 5 千円を加算します。

ｃ．不動産の売却等が必要な場合

売却代金の 3.3％を加算します。

※遺言執行に裁判手続を要する場合は、遺言執行手数料とは別に、裁判手続きを行うための弁護士報酬をお支払いいただきます。

⑦簡易な自賠責請求

（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易損害賠償請求）

給付金額が 120 万円以下の部分は 11 万円

給付金額が 120 万円を超える部分は 2.2%

自賠責保険への被害者請求の時効更新手続の手数料は 3 万 3000 円

⑧戸籍謄本、登記簿謄本等資料取り寄せ手数料

戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本、住民票、戸籍附票、登記簿謄本、閉鎖登記簿謄本等の資料の取り寄せについては、謄本代及び郵送料等の実費以外に、役場 1 か所につき 1 回の取寄手続きを行うごとに 2200 円の資料取り寄せ手数料をいただきます。(前記①相続関係調査を除く)

前記⑥自賠責保険への被害者請求をご自身で行われる場合の自賠責保険会社からの必要書類の取り寄せも 2200 円で行います。

登記情報、登記簿謄本の取り寄せで、オンラインで手続可能なものに限り、取り寄せ手数料を 1 通につき 550 円とします。

⑨コピー作成手数料

ご相談の際または受任事件の処理に関し、当事務所においてコピーを作成する場合、コピー1 面につき、白黒の場合は 33 円、カラーの場合は 55 円のコピー作成手数料をいただきます(印刷実費相当分を含みます。両面コピーの場合には、表面、裏面それぞれに料金がかかります)。

ただし、ご相談あるいは打合せの際にご依頼者様が持参した資料のコピーを作成する場合は、1 回につき 10 枚までは無料とし、10 枚を超える分につきましては、上記のコピー作成手数料をいただきます。

(7)顧問料

事業者:月額 5 万 5000 円以上

非事業者:月額 5000 円以上

(8)日当

10 分あたり 1980 円

(9)時間外加算・休日加算(注 5)

法律相談料・タイムチャージ・日当:

営業日時間外は通常の費用(税込)の 20%

土日祝日は通常の費用(税込)の 40%

着手金・報酬金・手数料方式で受任した場合:

営業日時間外は打合せ 1 回ごとに 2640 円

土日祝日は打合せ 1 回ごとに 5280 円

(注 5)刑事事件に関する以下の業務には時間外加算・休日加算を行いません

・法律相談

・示談に関する業務

・早期釈放に関する業務

（弁護士報酬のお支払い時期およびお支払い方法）

第 8 条　弁護士報酬をお支払いいただく時期は次のとおりです。

請求を郵送で行った場合の支払期限は、請求書の到着予想日から計算します。

(1)法律相談料

対面：相談終了時

非対面：相談終了後、請求の翌営業日まで

※非対面のご相談は原則 Zoom で行います。

お電話でのご相談は、インターネット環境がない等の事情がある方、または当事務所のご利用実績のある方に限らせていただきます。

(2)着手金・手数料：委任契約書作成日から 1 週間以内

(3)報酬金：事件等の処理後請求日から 2 週間以内

(4)タイムチャージ：

刑事事件（被疑者弁護、少年の付添人活動）

毎週月曜に前週分をご請求、請求日から 2 週間以内

上記以外の事件

（その他の刑事事件、一般民事事件、家事事件等）

毎月 10 日に前月分をご請求、原則請求月の 25 日まで

(5)その他の弁護士報酬は個別に定め、委任契約書に記載します。

第 9 条　弁護士報酬のお支払い方法は以下のとおりです。

(1)現金

(2)銀行口座振込

(3)クレジットカード（注 6）

(4)電子マネー、QR コード決済（注 6）

（楽天ペイ、PayPay、交通系カードなどがご利用いただけます。詳しくはお尋ね下さい。）

（注 6）相談料、タイムチャージ、報酬金のみ。原則営業時間内の利用に限ります。

2　　自動車保険等の弁護士費用特約もご利用いただけます。

当事務所の請求額と保険会社の支払額に差額が生じる場合、その差額はご依頼者様のご負担とします。

なお、多くの保険会社はタイムチャージ単価を 22,000 円、上限額を 30 時間（66 万円）程度としており、また、保険会社によっては等級認定に対する異議

申立費用やタイムチャージ契約事件の解決時報酬金その他の費用を弁護士費用特約の対象としていないため、ご依頼内容や事務処理の所要時間により差額が生じることが想定されます。

ご契約の保険の内容により異なりますので、くわしくは約款等をご確認ください。

（複数の弁護士が関与する場合）

第10条　受任事件の処理について、弁護士の側の事由により他の弁護士が関与することとなった場合には、追加の弁護士報酬はいただきません。

2　受任事件の処理について、ご依頼者様のご意向で他の弁護士も関与することとなった場合は、それに伴う弁護士費用の増額分についてはご依頼者様が負担することとします。

（中途終了による清算）

第11条　ご依頼者様による弁護士の解任、弁護士からの辞任、または契約時と事情が変わってしまったことなどによる委任事務の継続不能により、委任契約に基づく事件等の処理が中途で終了したときは、ご依頼者様と弁護士が協議の上、終了の理由及び委任事務処理の程度を考慮し、お支払い済みの着手金等の返還の要否及び返還する場合の金額、または報酬金、未請求の時間制報酬等の請求の可否及び請求する場合の金額を決めるものとします。

（事件処理の中止等）

第12条　ご依頼者様にご請求した着手金、手数料、時間制報酬または委任事務処理に要する実費等が期限までにお支払いいただけない場合、弁護士は、事件等に着手しないこと、またはその処理を中止することができます。

2　前項の場合には、弁護士は、すみやかにご依頼者様にその旨を通知いたします。

（弁護士報酬の相殺）

第13条　ご依頼者様にご請求した弁護士報酬または立替実費等がお支払いいただけない場合、弁護士は、ご依頼者様に対する金銭債務と相殺すること、または事件等に関して保管中の書類その他のものをご依頼者様に引き渡さないでおくことができます。

2　前項の場合には、弁護士は、すみやかにご依頼者様にその旨を通知いたしま

す。

（通知）

第 14 条　弁護士がご依頼者様に対して通知をする場合、契約に特に定めのない限り、ご依頼者様が弁護士に届けた住所に発すれば足りるものとします。

（ご依頼者様との協議）

第 15 条　この報酬規準規定に定めのない事項については、ご依頼者様と弁護士とが協議して決めることとします。

以上

【別紙 1】

タイムチャージの上限額、着手金・報酬金の計算方法について

当事務所では、刑事事件および一般民事事件、家事事件の弁護士報酬（費用）を着手金・報酬金方式もしくはタイムチャージでお受けしており、タイムチャージでご契約いただく場合にはご契約 1 件ごとに上限額を設定しております。

以下に記載する金額は、全て消費税 10%を含めた金額です。

タイムチャージとは

タイムチャージとは弁護士が実際に業務を行った時間に対してお支払いいただく費用です。

当事務所では 1 時間あたり、ひらばり中野法律事務所報酬基準第 7 条(5)記載の費用を、1 分単位で計算して月ごと（被疑者弁護、少年の付添人活動に関する刑事事件に関しては週ごと）にご請求いたします。

費用が発生する業務内容と上限額の変更

費用が発生する業務には以下のようなものがあります。

・ご依頼者様とのお打合せ（電話等を含みます）
・調査（裁判例や文献を調べたり、相手方その他関係者から提出された書面やご依頼者様からお預かりした資料を読んで検討したりする時間です）
・書面作成（検察や警察、裁判所や相手方に提出するものです）
・検察や警察、相手方その他関係者との交渉（電話等を含みます）

行った事件処理のために必要な業務に対する費用が上限額を超えた部分に関しては、原則タイムチャージはご請求いたしません。

ただし契約時と著しく状況が変わった場合には、ご依頼者様とご相談の上、上限額を変更する場合があります。

（例えば請求するまたはされる金額が変更された場合や、受任時のご説明が事実と著しく異なっていたり、刑事事件であとから被害者が増えて被害弁償や示談をする件数が増えた場合、また、相続や夫婦の問題で受任時に把握していなかった財産や負債、関係者の存在が後から判明した場合など。）

行った業務に対する費用相当額が、契約時に定めた上限額の 1.3 倍を超えた場合も、契約時と著しく状況が変わったとみなし、上限額の変更をご相談させていただきます。

また、以下の内容は事件処理のために必要な業務からは除外し、回数によっては上限を超えてもご請求することがあります。

・日用品の差し入れ等のための面会

・ご依頼者様のご要望での面会　等

当事務所における上限額の考え方

当事務所で定めるタイムチャージの上限額は、ご依頼の内容に対し、後に記載する着手金・報酬金の合計額等を基に算定した額です。

あくまで上限額ですので、例えば通常弁護士がご依頼者様に詳しく事情をお伺いして作成しているご本人の反省文やご家族の嘆願書などをご依頼者様がご自身で用意したり、必要書類の取寄せなどをご自分でなさることで、弁護士報酬を抑えることも可能です。

ご依頼者様がご自身で事件等についてのまとめや資料をご用意してくださるだけでも弁護士が事件の概要を把握しやすくなり、その分弁護士の作業量を減らすことができます。

もちろん書面の作成から警察署や検察庁への付添いまで、弁護士が最大限手厚くサポートすることも可能です。

また、極力ご自分で事件等に対応なさりたいということであれば、ご契約まではせず、その都度法律相談（10 分ごとに 2200 円等）という形を取ることも可能です。

報酬金が発生する場合

タイムチャージ方式をお選びいただいた場合、終結時までに発生したタイムチャージが、「着手金全額」と「実際に得られた額または相手の請求を減額できた額を基に算出した報酬金の5割」の合計額以下となったときには、「着手金全額」＋「報酬金の5 割」の額と、終結時までに発生したタイムチャージとの差額を報酬金としてご請求いたします。

メリット

ご依頼者様がご自身でどの程度ご準備されるか、弁護士にお任せいただくかの方針をその都度お選びいただくことにより、ご依頼者様が費用を調整しやすくなります。

内容によってはどうしてもご依頼者様にお任せをすることが出来ない部分はありますが、積極的に事件等に関わりたいご依頼者様にとっては費用面でも有利になると考えています。

数回の交渉で解決するような事案であれば、着手金・報酬金方式をお選びいただいた場合より弁護士に支払う費用が低額となることが想定されます（但し場合によっては前項の報酬金が発生します)。

また、弁護士から見てご依頼者様にあまり有利ではない場合であっても、どうしても納得がいかず何らかの手続きを取りたいというご要望をいただくことがあります。

そのような場合、実際に相手方と交渉をしてみて、その感触からご依頼者様のお気

持ちと事件としての落ち着き所を探していくのにタイムチャージが適していると感じています。

ご依頼者様からの契約の終了はいつでも可能ですし、契約終了日以降の費用は発生いたしません。

上限設定はタイムチャージのみ

タイムチャージでのご契約では、タイムチャージ部分には上限額を設けておりますが、それ以外の部分には上限額はありません。

日当（弁護士が相手方との交渉場所、事故現場、警察署や検察庁、名古屋市外の裁判所などに行く場合の移動時間)、実費（裁判所に納める印紙代や交通費など)、手数料（書類の取寄せやコピーなど)、時間外加算（ご依頼者様のご要望で当事務所の業務時間外に作業を行う場合に通常の費用に加算してお支払いいただく費用）は、タイムチャージとは別にご請求いたします。

上限額の計算方法

当事務所におけるタイムチャージの上限額は、後にご説明する方法で計算した着手金・報酬金の合計額を基準にしております。

ただし、上限額の最低額は 44 万円とします。（注 1）

刑事事件以外の一般民事事件や相続関係事件などの着手金・報酬金は経済的利益（注 2）によって決まり、ご依頼者様の事案によって様々です。

契約時に経済的利益がはっきりしないような場合には、暫定的な上限額を 110 万円と定めて契約をいたします（刑事事件を除く)。

請求する金額、あるいは請求された金額から減額したい金額がある程度はっきりした時点で、その金額を経済的利益として改めて上限額の計算を行い、ご依頼者様とお話し合いのうえで上限額の更新を行います。

「費用が発生する業務内容」の項でご説明した「契約時と著しく状況が変わった場合」を除いて、上限額の変更は原則 1 回のみです。

（注 1）

経済的利益が少額であっても、タイムチャージの上限額の最低額は 44 万円です。これは、経済的利益を約 100 万円とした場合の着手金・報酬金の合計額です。

（注 2）

ご依頼いただく事件等を解決することでご依頼者様にどの程度の利益があるのか、

ということを示す金額です。

請求したりされたりする対象が金銭であれば、その金額を基に計算しますが、金銭以外が対象となる場合は、その価値がいくらくらいになるのか、金銭に換算して評価したうえで計算することになります。

当事務所では経済的利益を仮に約 500 万円とした場合の着手金・報酬金の合計額に相当する 110 万円を暫定的な上限額としております。

経済的利益の計算はかなり複雑ですので、詳しくはご依頼者様の事件等の内容を伺ったうえでご説明いたします。

費用の説明に限り、無料で行っております。

起訴前の刑事事件（少年事件を含む）等の上限額は以下のとおりです。

基本料金	110 万円
示談が必要な事件（注 3）	相手方 1 名につき基本料金に 16 万 5 千円加算
早期釈放（注 4）	66 万円

被害者がおらず示談が不要な事件で、早期釈放を求めない場合、上限額は 110 万円です。

（注 3）

被害者と示談をする必要がある場合、相手方 1 名につき 16 万 5 千円を基本料金に加算した金額を上限額とします。

刑事事件の中で示談をなさらない場合、相手方から民事事件として損害賠償請求事件が起こされる場合があります。

示談に関する業務には時間外の加算は行いません。

（注 4）

早期釈放をご希望の場合、必要に応じて

・勾留請求をしない旨の上申
・検察官との面談、電話による交渉
・勾留却下を求める上申
・裁判官との面談、電話による交渉
・準抗告
・勾留の執行停止

等の各申立・請求事件等に関する手続きを行います。

【別紙 2】「早期釈放のためにできること」をご参照ください。

基本料金とは別に 66 万円を上限としてお受けいたします。

釈放がなされるまでは 66 万円を上限として業務を行い、釈放後は基本料金（および示談に関する費用）を上限として業務を行います。

早期釈放に関する業務には時間外の加算は行いません。

起訴後の刑事事件の上限額（注 5）は以下のとおりです。

起訴前から引続きのご依頼	66 万円を起訴前の刑事事件の上限額に加算
起訴後に新規のご依頼	132 万円
早期釈放（注 6）	22 万円

（注 5）

事案の重大性、予想される審理期間、共犯者、被害者の人数等を考慮して、ご依頼者様とご相談のうえ、上限額を変更する場合があります。

（注 6）

早期釈放のために示談が必要となる場合には、相手方 1 名につき 16 万 5 千円を加算します。

起訴前から示談交渉を行っていた相手方に関しては、公判段階において引続き示談交渉をする場合でも上限額の追加はいたしません。

お支払い方法

お支払いの方法は、原則月ごと（被疑者弁護、少年の付添人活動に関する刑事事件については週ごと）に発生した費用を翌月（被疑者弁護、少年の付添人活動に関する刑事事件については、翌々週）に全額お支払いいただきます。

ご請求ごとのお支払いが煩わしい場合には、任意の額をお預かりし、期限ごとに預り金から清算させていただくことも可能です。

いずれの場合でも、期限ごとに執務内容報告書兼請求書をお渡しし、内容をご確認いただいたうえでのお支払い（ご清算）となります。

着手金・報酬金の計算方法

（※）契約時に経済的利益がはっきりしないような場合には、着手金を下記Ａ～Ｃの該当する分類の中の最低の金額とします。

請求する金額、あるいは請求された金額から減額したい金額がある程度はっきりした時点で、その金額を経済的利益として改めて着手金の計算を行い、ご依頼者様とお話し合いのうえで、既にいただいている着手金との差額をご請求いたします。

「費用が発生する業務内容」の項でご説明した「契約時と著しく状況が変わった場合」を除いて、着手金の変更は原則1回のみです。

Ａ一般民事事件、家事事件（離婚、夫婦関係円満調整以外）

着手金・報酬金は1件ごとに定めるものとします。(注7)

裁判上の事件は審級（第一審、控訴審、上告審）ごとに1件とします。裁判外の事件などは、依頼をお受けする際に取り決めた範囲のものを1件とします。

着手金

経済的利益が300万円以下の場合	26万4千円
300万円を超え3000万円以下の場合	（経済的利益の5%＋9万円）×1.1
3000万円を超え3億円以下の場合	（経済的利益の3%＋69万円）×1.1
3億円を超える場合	（経済的利益の2%＋369万円）×1.1
等級認定に対する異議申立（注8）	22万円

着手金の最低額は26万4000円です。

（注7）

ご契約いただいた事件から引き続き次の手続をご依頼いただく場合、先のご契約の事件の処理状況に応じて後の事件の着手金を減額することがあります。

また、引き続きご依頼いただく場合には、先のご契約の事件の報酬金は発生しません。

（注8）

交通事故のうち、後遺障害等級認定（非該当を含む）に対する異議申立のための弁護士費用は、交通事故による損害賠償請求事件の弁護士費用とは別に頂きます。

異議申立を2回以上行う場合、2回目以降の着手金は6万6000円から11万円の範囲とします。

報酬金

経済的利益が300万円以下の場合	経済的利益の16%×1.1

300 万円を超え 3000 万円以下の場合	（経済的利益の 10%＋18 万円）×1.1
3000 万円を超え 3 億円以下の場合	（経済的利益の 6%＋138 万円）×1.1
3 億円を超える場合	（経済的利益の 4%＋738 万円）×1.1
等級認定に対する異議申立（注 9）	後遺障害慰謝料（赤い本）の 2.2%

（注 9）

後遺障害の等級認定を受けた場合、公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部発行の「民事交通事故訴訟　損害賠償額算定基準」（通称「赤い本」）におけるその等級に該当する後遺障害慰謝料の金額の 2.2%とします。

Ｂ離婚・夫婦関係円満調整事件

着手金

(1)調停事件・紛争解決センター事件・交渉	33 万円～55 万円
(2)訴訟事件	44 万円～66 万円

財産分与、慰謝料などの財産についての取り決めをする場合には、A の表を用いてその金額や財産の価格を基に計算した金額を(1)または(2)に加算します。

報酬金

(1)調停事件・紛争解決センター事件・交渉	33 万円～55 万円
(2)訴訟事件	44 万円～66 万円

財産分与、慰謝料などの財産についての取り決めをした場合には、A の表を用いてその金額や財産の価格を基に計算した金額を(1)または(2)に加算します。

Ｃ刑事事件

着手金（被疑者・被告人の弁護、少年の付添人活動の場合）

通常の事件	55 万円以上
比較的簡易な事件（※10）	33 万円～55 万円

起訴前に受任した事件が起訴され引き続き起訴後の事件を受任する場合、起訴後の着手金をいただきます。詳しくはご相談の際にご説明いたします。

報酬金（被疑者・被告人の弁護、少年の付添人活動の場合）

通常の事件	55 万円以上
比較的簡易な事件（注 10）	33 万円～55 万円

※いずれも事件の難易や成果の度合いを考慮のうえ、ご依頼者様との協議により決めます。詳しくはご相談の際にご説明いたします。

（注10）身柄拘束がされておらず釈放の手続きが必要ない在宅の事件や、被害者がおらず示談や被害弁償の必要がない事件で、対象となる事実が1、2件程度のもの。

保釈等

勾留請求をしない旨の上申・検察官との面談、勾留却下を求める上申・裁判官との面談、準抗告、保釈、勾留の執行停止等の各申立・請求事件等、被疑者・被告人の身柄拘束からの解放に関する手続の着手金及び報酬金はそれぞれ11万円以上33万円以下の範囲の額で弁護士とご依頼者様とが協議して決めるものとします。

告訴・告発等の場合

告訴、告発、検察審査会への申立、仮釈放、恩赦等の手続きについては、手続きの難易等を考慮して、着手金及び報酬金等をご依頼者様と協議の上で決めます。

なお、着手金は通常33万円以上です。

成功の結果（告訴、告発の受理）が得られた場合は、着手金と同額の報酬金をいただきます。

以上

【別紙2】

出来事	最大時間	行われること	早期釈放のためにできること	事件解決のために行うこと
逮捕 ↓ 送致 または 釈放	48時間	犯罪を行ったのではないかと疑われて逮捕されると、本当に犯罪が行われたのか、どのぐらいの罪になるのかを警察官が調べた後、更に詳しく調べて裁判が必要かどうかを決めるために検察官へ送られます。 その間に逃げたり証拠を隠したりしないように、警察署内等にある留置施設に収容されます。	警察官と電話や直接面談を行ったり、必要に応じて書面を作成したりして、逃亡や証拠隠滅のおそれがないことなどを説明して釈放してもらえるよう交渉します。 逮捕中は基本的に面会できるのは弁護士だけですので、逮捕された方のために活動できるのは弁護士だけであると言えます。 通常は逮捕の翌日か翌々日には検察官に送致されるため、このような場合、当事務所では弁護士が早朝から深夜まで業務を行います。	早い段階で弁護士が事件に関する調査を行い、全体像を把握してまとめることが必要になります。 そのために逮捕された方との面会を行ったりご家族の方から事情を聞いたりする必要があります。 ただし、面会は留置施設の予約状況によってはなかなか難しいこともあり、釈放がされなければこの時期にできる活動は多くはありません。
送致 ↓ 勾留の請求 または 公訴の提起 または 釈放	24時間	検察官が、本当に犯罪が行われたのか、行われたとしたらどのぐらいの罪になるのかを調べて、裁判が必要かどうかを決めます。 犯罪が行われていたとしても、酌むべき事情があったり反省していて再犯のおそれがない場合に、裁判までは必要ないと検察官が考えれば釈放されます。 調べた結果、処罰されるべきと検察官が判断すれば公訴の提起（裁判をおこすこと）がなされます。 調べる時間が足りないと検察官が判断した場合、10日間身柄を拘束（勾留）して調べを続けたいと裁判所に請求します。	検察官と電話や直接面談を行ったり、必要に応じて書面を作成したりします。 呼出があれば出頭することや、弁護士からも本人を出頭させることをお約束する書面を提出したり、逃亡や証拠隠滅のおそれがないことなどを書面などで説明して釈放してもらえるよう交渉します。 ご家族の方などに「呼出があれば必ず出頭させます」というような書面を書いていただくお手伝いもします。 また、勾留の請求が認められてしまった場合、裁判所に不服の申立をすることも可能です。 勾留中は家族や友人も面会できますが、1日1回20分程度3名まで、一般的に平日午前8時半から昼休みを除き午後5時15分まで（施設による）、警察官等が同席等の条件がありますし、接見等禁止の決定がなされた場合、面会できるのは弁護士だけとなる場合があります。 そのため、ご家族の方だけで釈放に向けた活動をなさるのは少し難しいかもしれません。	犯罪を行っていないこと、または行ったことは事実であっても考慮していただきたい事情があることなどを検察官に伝えます。 検察官が調べた犯罪の内容が適切であるかどうか、弁護士もしっかりと事件の内容を把握する必要があります。 留置されている方にお話を聞くために頻繁に面会を行って事実を確認したり、犯罪を行ったのであれば反省文を作成するお手伝いをします。 また、ご家族の方やその他関係者の方にお話を聞いたり、「そんなことをする人ではない」とか「罪は犯したが二度とこんなことがないように監督する」という内容の書面を作成してもらうお手伝いをします。 被害者とされる方がいらっしゃる場合は謝罪に伺い、示談をしていただけるよう交渉したり、「謝ってもらったので処罰までは望まない」というような嘆願書や、告訴取消書等を書いていただけるようにお願いをして、そのための書面を作成したりします。 早期に釈放していただけると、このような事件解決のための活動がより行いやすくなり、事件の早期解決、よりよい内容の解決にもつながります。
勾留 ↓ 勾留延長請求 または 公訴の提起 または 釈放	10日間	裁判官が勾留の決定をすると、検察官は10日間引き続き身柄を拘束したまま事件について調べ、公訴の提起を行うかどうかを決めます。 時間が足りないと検察官が判断した場合、原則10日間の勾留の延長を請求することができます。		
勾留延長 ↓ 勾留再延長請求 または 公訴の提起 または 釈放	10日間	勾留の延長が決まると、検察官は延長された期間内で引き続き身柄を拘束したまま事件について調べ、公訴の提起を行うかどうかを決めます。 時間が足りない場合、内乱罪等の一部の特殊な犯罪については最大5日間の勾留の再延長を請求することができます。 ただし、極めて稀な例ですので説明は割愛します。		